

3 世界自然遺産

(1) 世界遺産の指定状況等

世界遺産条約は、世界の文化遺産及び自然遺産を保護するため、保護を図るべき遺産を登録するとともに、締約国の拠出金からなる世界遺産基金により、各国（特に途上国）が行う保護対策を援助することを目的としており、日本には自然遺産4地域、文化遺産12地域の世界遺産が登録（平成23年7月末現在）されています。

本県には、我が国第1号の自然遺産登録地域として、屋久島地域があります。また、平成15年5月、環境省と林野庁による「世界自然遺産候補地に関する検討会」において、奄美群島を含む琉球諸島が世界自然遺産候補地の一つに選定されました。

奄美群島においては、現在、環境省が中心となり登録の前提となる国立公園等の保護地域指定に向けた取組が進められています。（資料編9－(1)）

(2) 屋久島地域の概要

① 登録年月日 平成5（1993）年12月11日

② 登録面積 10,747ha

③ 登録理由

屋久島は中央部に九州の最高峰宮之浦岳（1,936m）をはじめとする多くの高峰がそびえる山岳島であり、湿潤気候下の高山として生物地理的に特異な環境下にあり、かつ年間4,000mm～10,000mmの多雨に恵まれていること等から、樹齢数千年のヤクスギをはじめとして極めて特殊な森林植生を有しています。

海岸付近のガジュマル、メヒルギ等の亜熱帯植物から、タブ、シイ、カシ等の暖帯、モミ、ヤマグルマ等の温帯、更にヤクザサ、シャクナゲ等の亜高山帯に及ぶ植生の垂直分布が顕著にみられ、また多くの固有植物、北限・南限植物が自生していること等、特異な生態系を構成しています。

特に、本地域の傑出した自然の特徴として、樹齢数千年に及ぶ直径3～5mにも達するヤクスギがあげられ、老齢の巨樹林は、生態的にも、かつ形態的にも世界的に貴重な天然林と考えられています。

さらに、当地域には、ヤクタネゴヨウ等絶滅の恐れのある植物が生育しています。（資料編9－(2)）

(3) 屋久島地域の保護・管理

世界自然遺産地域を適正かつ円滑に管理することを目的として、原生自然環境保全地域、国立公園等各種地域指定制度の運用及び各種事業の推進等の基本となる「屋久島世界遺産地域管理計画」が策定されています。

管理計画では、遺産地域が世界遺産としての価値を損なうことのないよう、将来にわたって厳正な保護を図ることを基本として、①工作物の新築、土石の採取等の厳正な規制、②特定地点への利用の集中を防止するための措置の実施、③優れた自然の体験、観察、学習等の適正な利用の促進などの方針に沿って対処することとしています。

また、遺産地域の管理を効果的に実施するため、地元関係行政機関の連絡調整の場として「屋久島世界遺産地域連絡会議」が設置され、さらに科学的知見を踏まえた適切な保全管理を実現するため、平成21年6月に屋久島世界遺産地域科学委員会が設置されています。

なお、環境省では、世界遺産地域の調査・研究、環境教育を柱とした普及啓発及び国立

公園の管理運営のため、平成8年4月13日「屋久島世界遺産センター」を開館しています。

(4) 世界自然遺産会議の開催

世界遺産条約に登録された屋久島を有する本県において、世界自然遺産を有する国内外の自治体等が一堂に会する場を提供し、世界自然遺産の保全と世界自然遺産を生かした地域づくりの在り方について論議を深めるとともに、県民参加による豊かな自然を生かした循環と共生の地域づくりを促進するために平成12年5月「世界自然遺産会議」を開催、「世界自然遺産に関する屋久島サミット宣言」が採択されました。

会議では併せて、屋久島をはじめ本県の優れた自然などを世界に紹介し、アジア太平洋地域を中心とした国々との国際交流を推進しました。（資料編9－(3)）

(5) 奄美群島の世界自然遺産登録に向けた取組

平成15年5月、環境省と林野庁による「世界自然遺産候補地に関する検討会」において、奄美群島を含む琉球諸島が世界自然遺産候補地の一つに選定されたことから、県では、平成15年度以降「奄美群島重要生態系地域調査事業」（平成15～17年度）や「奄美群島自然環境保全再生推進事業」（平成18、19年度）を実施し、保護地域の指定推進や世界遺産候補地としての価値の維持、気運の醸成に努めてきました。

平成20年度からは「奄美群島自然共生事業」及び「地域振興推進事業」（大島支庁）により下記の取組を実施しています。

① 国立公園等の保護地域指定の推進

遺産登録の前提となる国立公園等の保護地域指定に向け、「奄美群島重要生態系地域調査事業」の成果をもとに、環境省等関係機関との調整に努めました。

② 世界自然遺産候補地としての価値の維持

ア 希少野生生物保護対策

希少野生生物の保護に関する必要な対策等について調整・協議することを目的に「奄美群島希少野生生物保護対策協議会」を奄美市において2回、徳之島町において1回開催し、この協議会での検討をもとに、アマミノクロウサギ等の交通事故（ロードキル）の防止対策を試行するとともに、普及啓発用看板の設置、チラシの作成・配布に取り組みました。

また、ノイヌ・ノネコ対策検討会を奄美市において3回、徳之島町において3回開催しました。

イ 野生化ヤギの防除

野生化したノヤギの食害による自然植生の衰退が危惧されているため、生息数の多い2市町（奄美市、瀬戸内町）においてノヤギ駆除を実施しました。

（捕獲実績 合計175頭）

③ 気運の醸成

地域の方々に奄美の自然等への理解を深めてもらうため、地元設置された「奄美群島の世界自然遺産登録推進協議会」や地元市町村、環境省等と連携し、地元住民説明会や公開講座の開催、「自然への配慮ガイドラインハンドブック」の作成・配布などに取

り組みました。

4 自然環境の管理体制

自然環境保全地域及び自然公園の規制指導を適正に実施するため、次のような指導監視体制で臨んでいます。

(1) 国、県、市町村関係

環境省九州地方環境事務所，那覇自然環境事務所，環境省自然保護官事務所（えびの，天草，鹿児島，屋久島，奄美），奄美野生生物保護センター，県自然保護課，県観光課，県大島支庁，県地域振興局建設部，各市町村自然保護担当課

(2) ボランティア等

県自然保護推進員（69名），環境省自然公園指導員（56名），霧島連山自然保護協議会等

5 開発行為の指導・助言

自然環境保全地域，自然公園などの自然保護地域を各地に設定し，これらの地域の適切な管理に努めていますが，その他の地域においても，県自然環境保全条例第24条に基づき，一定規模以上の開発行為について，自然保護の観点から指導を行い，自然環境の保全を図っています。平成22年度は，8件の届出を受理しました。

6 自然保護思想の普及啓発

(1) 自然保護推進員等研修会

自然環境の保全の実効を上げるためには，県民の自然環境保全に対する正しい理解と認識を深め，自然保護思想の普及高揚を図ることが必要です。

市町村担当者，県自然保護推進員，県希少野生動植物保護推進員を対象に，平成22年8月17日から11月14日の間に研修会を開催しました。

7 身近な自然の保全

(1) 森林の保全

① 現状

森林は，木材等の林産物を生産するだけでなく，水源のかん養や山地災害の防止，地球温暖化防止，保健休養の場の提供など公益的機能を有し，県民生活に深く結びついています。

しかしながら，近年，県内の森林は林業経営環境の悪化や過疎化・高齢化等により，間伐等の森林整備の遅れやそれによる公益的機能の低下した森林の増加が懸念されています。

このようなことから，森林の有する多様な機能を高度に発揮させ，安全で潤いのある県土の形成に資するため，森林の適正管理に努めるとともに，県民が森林整備に参加しやすい体制を整備するなど，多様で健全な森林づくりを進める必要があります。

② 対策

ア 環境の森林の整備

環境の森林については，自然環境や公益的機能に配慮し，長伐期施業等計画的な

森林の整備・管理を推進します。

また、その特徴を生かし、森林ボランティア活動を活用した県民参加型の森林づくりを推進します。（表２－７）

イ その他の森林

(ア) 保安林の充実

県民の生活環境や産業生産活動の推進を保全するため、特に重要な役割を果たしている森林については、水源かん養保安林等への保安林指定を行っています。

本県においては、地域森林計画に基づき、重要な水源林や山地災害危険地区を中心に、平成22年度末で民有林の14.0％、60,702haを保安林に指定しています。（表２－８）

表２－７ 環境の森林面積（平成22年度末）

流域名	箇所数	面積(ha)
甲突川流域	13	133
川内川流域	6	71
万之瀬川流域	1	12
天降川流域	3	23
別府川流域	2	25
菱田川流域	1	11
大淀川流域	1	6
離島	1	356
計	28	637

表２－８ 保安林指定実績（平成22年度）

保安林の種類	指定実績(ha)
水源かん養保安林	536
その他保安林	105
計	641

(イ) 保安林の整備

自然災害等によって機能が低下した保安林については、その機能の早期回復を図るため、治山事業を積極的に導入しています。（表２－９）

表２－９ 治山事業実績（平成22年度）

事業名	施工実績	
	箇所数	面積(ha)
山地治山	35	6.76
山地災害総合減災対策治山	12	1.58
防災林整備	7	1.15
水源地域等保安林整備	23	111.51
計	77	121.00

(2) 赤土等流出防止対策

奄美地域における赤土等流出防止対策を総合的に推進するため、県大島支庁内に県・市町村・関係団体・国の機関が一体となった「奄美地域赤土等流出防止対策推進協議会」を、また、県本庁内に、赤土等流出防止対策に関し関係課が連絡調整を図り事業の円滑な実施を支援するため、「赤土等流出防止対策連絡会議」を設置しています。

平成22年度は、「奄美地域赤土等流出防止対策協議会」を中心に、建設業・採石業者・不動産業者等へ対策徹底の文書依頼、地元ケーブルテレビやFMラジオを活用した啓発CMの放送、新聞広告や啓発ポスター配布などの啓発活動、地域住民も対象とした啓発用リーフ

レットの作成・配布，子どもたちへの環境教育啓発活動としての小・中学校での出前講座の実施，他の機関誌を活用しての農家への啓発，技術講習会の開催及び合同パトロール等により，赤土等の流出防止対策の推進に努めました。

第2節 多様な自然環境の活用

1 屋久島環境文化村構想

(1) 屋久島環境文化村

屋久島には，豊かな水や多様な動植物相に代表される優れた自然が残されているだけでなく，自然とともに生き，自然を損なうことなく人々が形づくってきた生活文化があります。

屋久島環境文化村構想とは，屋久島の人と自然のかかわり（＝環境文化）を手がかりに，学習や研究によってその価値を見直すことを通して，屋久島の自然環境の保全を図るとともに人と自然が共生する新たな地域づくりの試みで，その事業内容は次のとおりです。

- ① 環境学習・研究拠点の充実
 - ・屋久島環境文化村中核施設の管理運営
 - ・環境学習の推進
 - ・「自然体験セミナー」・「受入事業」・「ガイドセミナー」の実施
- ② 環境形成事業の展開
 - ・登山道等の整備
 - ・地域の環境保全事業への助成
 - ・カントリーコードの普及啓発
 - ・山岳部での利用モラルの向上
 - ・山岳部の適正利用の検討
- ③ ボランティアネットワークの形成，情報提供の推進
 - ・ボランティア登録制度の推進
 - ・ボランティア養成研修セミナーの実施
 - ・屋久島ファンクラブの推進
 - ・屋久島通信・まるりん通信の発行
- ④ 新たな地域産業の創出
 - ・エコツアーの普及促進
- ⑤ 国際交流の展開
 - ・世界自然遺産会議への参加・協力
 - ・屋久島の子どもたちによる国際交流の促進
 - ・ホームページ等による国内外への情報発信

(2) 自然体験型の環境学習

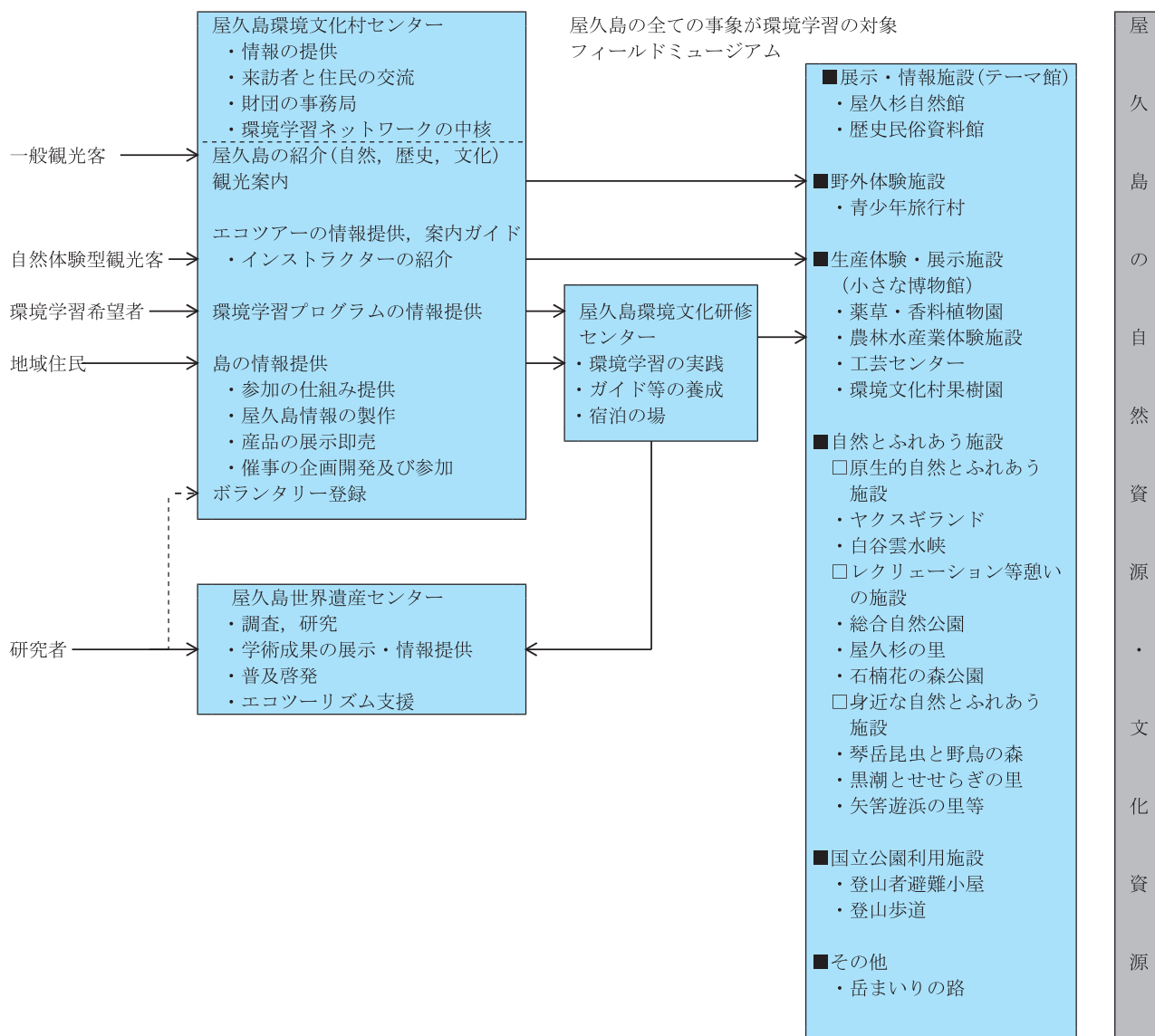
屋久島という固有の自然環境の中で，歴史的につくり上げられてきた人と自然のかかわりの過程と結果の総体が「環境文化」であり，環境学習は，屋久島の自然，生活，生産にかかわる全ての事象を素材とした「環境文化」を学習することを通じて，普遍的な人と自然のかかわり方を学ぶことです。

地域の人々にとっては，学習の場や知識，ノウハウの提供を行うことが，また新たな産業を興し，あるいは交流によって社会や経済の活性化につなげることが可能になります。さらに，住民自身にも環境学習を促し，自然との共生によって得てきた暮らしの豊かさをあらためて見直し，地域での生産や生活を新たな未来に向けて組立てなおす契機としようとするものです。

このことから屋久島環境文化村構想では，このような島全体を対象とした「環境学習」

を先導的事業として位置づけています。（図2-2）

図2-2 環境学習の展開図（屋久島環境文化村構想）



(3) 中核施設の整備

平成4年11月に策定公表された「屋久島環境文化村マスタープラン」を受けて、屋久島における環境学習推進のための中核施設の開設準備に着手し、総合的な交流拠点である「屋久島環境文化村センター」と、環境学習をより深く理解し体験する場である「屋久島環境文化研修センター」を平成8年7月20日に開館し、平成21年7月には屋久島環境文化村センター入館者が100万人を突破しました。

① 屋久島環境文化村センター

ア 施設の位置付け・機能

- ・屋久島の自然、文化に関する情報提供（インフォメーション機能）
- ・環境学習の普及、推進（ゲート・オリエンテーション機能）
- ・地域内外を結ぶ交流（ロビー機能）
- ・環境文化村構想推進の核（センター機能）

イ 利用状況（表2-10）

ウ 主な事業

- ・環境保全普及啓発、情報提供

表 2-10 利用状況（屋久島環境文化村センター）

（単位：人）

年 度 区 分		H17	H18	H19	H20	H21	H22	累計
入 館 者 数		63,863	69,991	68,474	73,851	64,378	57,898	1,098,664
有 料 観 覧 者 数		40,471	44,369	46,514	48,237	36,697	29,606	684,452
内 訳	大 人	34,498	38,481	41,059	42,321	30,483	24,478	603,813
	高校・大学生	3,917	3,756	3,458	3,904	3,780	3,411	44,867
	小学・中学生	2,056	2,132	1,997	2,012	2,434	1,717	35,772

※累計は、平成8年の開館以降の累計人数である。

② 屋久島環境文化研修センター

ア 施設の位置付け・機能

- ・環境学習の推進及び人材の養成（研修機能）
- ・研修参加者相互の交流促進（交流機能）
- ・研修参加者を対象とした宿泊提供（宿泊機能）

イ 利用状況（表2-11）

ウ 主な事業

- ・屋久島における環境学習（163ページ参照）

表 2-11 利用状況（屋久島環境文化研修センター）

（単位：人）

年 度 区 分		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	累計
来館者数		9,290	9,693	8,119	8,037	8,029	6,185	6,075	6,383	122,986
延べ利用者数		6,559	6,361	5,384	4,546	4,943	4,965	5,000	5,359	80,016

※累計は、平成8年の開館以降の累計人数である。

(4) 屋久島環境文化財団

屋久島環境文化財団は、平成5年3月に、県、上屋久町（当時）、屋久町（当時）の出捐により設立され、屋久島の優れた自然を守り、自然と共生する地域づくりを進めるための各種事業を実施しています。

なお、平成15年1月には財団設立10周年を記念して記念式典を行うとともに、屋久島環境文化村構想の10周年を振り返り、今後のあり方を考えるため“環境・観光・地域づくり－これからの屋久島”のテーマで「屋久島フォーラム」を開催しました。

（事業の概要）

① 環境学習事業

自然文化体験セミナー、地域住民を対象とした星空観察会・ふるさとセミナー・自然に親しむ集い、屋久島のエコツアーガイドや観光従事者等の資質向上を図るためのガイドセミナー、一般社会人を対象とした屋久島の自然・文化等に関する屋久島研究講座を開催。

② 環境形成事業

環境保全の重要性の啓発のためのマナーガイドの作成配布、ゴールデンウィークと夏休み期間中の縄文杉への登山口でのマナー指導や縄文杉周辺での指導パトロール、団体や学校などの環境保全活動への支援。

③ 交流推進事業

財団会報の発行，ホームページによるイベントや地域の情報を島内外に発信。また財団ファンクラブの運営・加入促進，ボランティアの集い，島内でのボランティア活動を実施。

④ 屋久島地域づくり支援事業

屋久島におけるエコツーリズムの支援や地域づくりを支援するためのイベントや活動等に対する支援。

⑤ 財団管理運営事業

環境文化村構想の普及や次年度に向けた業務の見直し，財団の自立的運営能力の向上のための活動。

⑥ 屋久島環境文化村中核施設管理運営等事業

屋久島環境文化村センター及び屋久島環境文化研修センターの管理運営

2 奄美群島自然共生プラン

(1) 趣旨

平成15年9月，奄美群島の多様な自然と人との共生を目指した地域づくりの指針として奄美群島自然共生プラン（以下「プラン」という。）を策定しました。このプランは，県と奄美群島14市町村が一体となって策定を進めてきたものです。その基本として，奄美の固有な自然，これにかかわる生活，文化などの資源（以下「宝」という。）を数多く再認識・再発見しました。

今後の奄美群島の地域づくりに当たっては，この奄美の「宝」を核とし，「生物多様性の保全」と「自然とのふれあい」を念頭に置き，「人と自然との共生」を基軸とする个性的な地域をつくることとします。

(2) プランの基本理念（3つの理念）

奄美群島は，残されている自然や文化などを保全・活用して「人と自然が共生する地域」を構築し，他の地域に先がけて，現代の大量消費社会の「転換」を主導する可能性のある地域です。

プランではこうした考えに基づいて「共生への転換」，「地域多様性への転換」，「地域主体性への転換」を基本的な理念としています。

(3) 奄美の「宝」

学術的価値が顕著な自然としては，サンゴ礁と海岸の生態系や海岸の景観，希少野生動植物を要素とする森林の生態系や森林の景観を挙げることができます。また，社会的価値が顕著な自然としては，身近な自然や身近な景観を挙げることができます。さらに，これらの自然と関わりの深い文化や産業，例えば，信仰・伝統行事や島唄そして食材なども「宝」に含まれています。

(4) 奄美の「宝」の保全と活用策

地域の自然の学術的・社会的な価値を認識して「宝」を良好な状態に保全した上で，地域を活性化するための資源として様々な形で活用します。

プランでは，奄美群島で「宝」の保全と活用を行うための9つの施策を示しており，各

地域ではこの施策に沿った取組を行います。

(5) 「具体的施策」（9つの施策）

奄美群島に固有な自然等を奄美の「宝」ととらえ、以下に示す9つの施策によって奄美群島の地域づくりを図ります。

- ① 自然共生ネットワークの形成
 - ・環境教育・環境学習の推進
 - ・集落の機能の維持・確保，NP0の活動の促進
 - ・専門的な調査研究 など
- ② サンゴ礁と海岸の保全
 - ・重要生態系地域調査の実施
 - ・オニヒトデ等駆除事業 など
- ③ 希少な野生動植物と森林の保全
 - ・重要生態系地域調査の実施
 - ・移入種対策の強化（マングース駆除等） など
- ④ 身近な自然の保全
 - ・保存樹・保護植物の指定の検討
 - ・文化財保護法等による管理・保全 など
- ⑤ 自然再生の検討
 - ・サンゴの再生等の検討
 - ・海岸植生，河川，棚田等の再生の検討
 - ・奄美らしい景観・風景の創出，再生の検討 など
- ⑥ 環境保全型自然体験活動（エコツーリズム）の推進
 - ・計画策定の検討
 - ・地域利用のガイドライン，ガイド等の認定制度 など
- ⑦ 奄美のブランドの創出
 - ・奄美の豊かな自然に恵まれた特産品の生産
 - ・伝統的な産業の継承（大島紬，黒糖づくり等）
 - ・「長寿」の島や「子宝」の島を誇りとする情報発信 など
- ⑧ 自然に対する配慮の徹底
 - ・住民自らが主体性をもった省資源化，ごみ減量化，廃棄物の適正処理
 - ・自然環境配慮型の公共事業の推進
 - ・環境保全型農業の推進
 - ・赤土等の流出防止対策の徹底 など
- ⑨ 世界自然遺産登録に向けた取組
 - ・重要生態系地域調査の実施
 - ・世界自然遺産にふさわしい島づくり
 - ・登録に向けた推進体制の構築，連携・交流の促進 など

(6) プランの効果的な実施

① 地域住民の役割

「人と自然との共生」を基軸とした地域づくりを進めるためには、地域住民が参加や合意形成を通じて自ら主体的に行動することが大切です。

② 地域のNP0の役割

地域のNP0は、地域住民の合意形成を支援するなど住民と行政の間にあって主体的な役割を果たすことが期待されます。

③ 市町村の役割

市町村は，自ら主体的に施策を立案・実施し，情報を取りまとめて合意形成を促すなど地域住民に対して働きかけを行います。

④ 県の役割

県は，地域住民，地域のNPO，市町村等の活動を支援し，また群島全体の活性化の観点から自ら施策を立案し実施します。

なお，平成16年3月には国，県，地元市町村及び関係団体からなる「奄美群島自然共生プラン推進本部」を設置しました。県では，例年5月に毎年度の取組に係る推進会議を開催し，同プランに対する関係者相互の一層の理解と着実な推進を促しています。

今後とも，この推進本部が中心となって，県，市町村，地域等が連携しながらプランに沿った事業展開を図り，奄美の豊かな自然と人とが共生した地域づくりを進めていきます。

⑤ その他の主体の役割

必要な場合には，国，専門家，国際的なNPO，地域外の住民などの協力を確保します。